

## モバイル即時入会サービス特約

**第1条（規定の目的および適用等）** 1.本特約は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）またはJCBの提携するカード発行会社（以下、併せて「両社」という。）が会員規約（個人用）（以下「会員規約」という。）の適用を受ける会員に対して提供するサービス「モバイル即時入会サービス」（以下「本サービス」という。）の利用に関する条件等や同サービスを利用する会員に対して適用されるその他の条件等について定めるものです。なお、カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」「両社」を「JCB」と読み替えるものとし、ます。 2.本特約は、①会員規約ならびに②「MyJCB利用者規定」および「MyJCBアプリ利用者規定」（以下、両規定を併せて、「原規定」という。）の特則です。本特約に定めがない事項については、会員規約および原規定が適用されます。また、本特約に別途定めがない限り、本特約の用語は、会員規約および原規定の用法に従うものとし、ます。本特約は、会員がカードを退会または会員資格を喪失するまで、有効に適用されます。 3.会員は、本特約の内容を承諾し、会員規約、原規定および本特約に基づいてMyJCBサービス、MyJCBアプリ（「本アプリ」）および本サービスを利用するものとし、ます。

**第2条（定義）** 1.「MyJCBサービス」とは、MyJCB利用者規定に基づき両社の提供する会員専用WEBサービスをいいます。 2.「本アプリ」とは、MyJCBアプリ利用者規定第1条第1項で定義する専用のアプリケーション（「MyJCBアプリ」）をいいます。 3.「指定端末」とは、スマートフォン端末、タブレット端末等の本アプリをダウンロードして利用することができる両社所定のモバイル端末（MyJCBアプリ利用者規定第2条第3項に定める端末）をいいます。 4.「本会員」とは、会員規約に定める本会員のうち、両社が本サービスの利用を認めた会員をいいます。 5.「会員」とは、会員規約に定める会員のうち、両社が本サービスの利用を認めた会員をいいます。なお、会員は原規定に定める「利用者」に該当します。 6.「カード情報」とは、①カード名称、②カード番号（会員規約に定める「会員番号」をいう。）、③カードの有効期限、④セキュリティコード、⑤その他両社所定のカードに関する情報をいいます。 7.「カード情報確認画面」とは、会員がカード情報を閲覧することができる本アプリ上の画面をいいます。

**第3条（本サービスの内容等）** 1.本サービスは、本アプリ上のカード情報確認画面において、本アプリの利用者である会員が、カード情報を閲覧することができるサービスです。 2.会員は、前項に基づき閲覧したカード情報を使用して、以下のショッピング利用を行うことができます。①会員規約（ショッピングの利用）第3項に定める非対面取引等のショッピング利用 ②モバイル端末を使用する方法による両社所定のショッピング利用（なお、当該ショッピング利用を行うためには、別途、両社所定の規定に同意の上、当該規定に基づく手続きを行う必要があります。） 3.前二項のほか、会員は、原規定および本特約に基づいて、MyJCBサービスおよび本アプリの一般的なサービスを利用することができます。 4.本会員は、カード（入会時に交付されるカードのほか、更新カードおよび再発行カードを含む。）が送付される前であっても、第4条および第5条に定める手続きを完了することにより、本サービス、MyJCBサービスおよび本アプリを利用することができます。 5.会員が本サービスに基づきショッピング利用を行った場合、会員がMyJCBサービスまたは本アプリによりキャッシングサービスを利用した場合、その他会員にカード利用代金が生じた場合、当該利用が会員にカードが送付される前のものであるか後のものであるかを問わず、当該利用は会員規約に基づくカードの利用であるとみなし、本会員は会員規約に基づいてカード発行会社に対して利用代金の支払いを行うものとし、ます。

**第4条（利用登録等）** 1.両社は、両社がカードの入会を承認した場合、会員に対し、MyJCB利用者規定の定めに基づき、同規定に定めるIDを発行し、両社所定の方法により通知します。 2.会員は、MyJCBアプリ利用者規定第2条の定めに従い、本アプリを指定端末にダウンロードおよびインストールするものとし、ます。 3.会員は本アプリの利用登録を行わなければなりません。会員が、本アプリ上で両社指定のWEBサービスを用いた本人確認手続きを行い、両社所定の基準で会員本人であることが認証されることをもって利用登録が完了します。 4.前項に定める利用登録が完了するまでの間、会員は以下のサービスを利用することができません。①本アプリのすべてのサービス（本サービスを含む。）②MyJCBサービス（WEBサイトにおけるサービス）のうち、届出情報の変更を受け付けるサービス

**第5条（本サービスの利用方法・パスワード等の管理責任等）** 1.会員は、本サービスの初回利用時に本サービスの利用の際に必要な両社所定のカード情報確認画面閲覧用パスワード（MyJCBサービスのパスワードおよび本アプリログイン用パスワード（MyJCBアプリ利用者規定第4条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）とは別の、カード情報確認画面閲覧のためのみに用いる専用パスワードをい、以下「専用パスワード」という。）を登録するものとし、ます。会員は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を本アプリログイン用パスワードおよび専用パスワードとして登録しないものとし、かつ、MyJCBサービスのパスワードおよび本アプリログイン用パスワードとは異なる文字列を、専用パスワードとして登録するものとし、ます。 2.会員は、専用パスワードを入力することにより、カード情報確認画面を閲覧することができるものとし、ます。 3.指定端末に生体認証機能がある場合、会員は、専用パスワードの登録後、カード情報確認画面を閲覧するための本人認証方法を、専用パスワードを入力する方法に代えて、指定端末の生体認証機能により生体認証を行う方法とすることができます。 4.両社は、第2項においては専用パスワードの一致を確認することによりその入力者を会員本人と推定し、また前項で生体認証を行う場合においては生体認証に成功した者を会員本人とみなして、指定端末にカード情報確認画面を表示します。 5.会員は、指定端末および専用パスワードを厳重に管理する義務を負うものとし、ます。専用パスワードが使用されたことにより、カード情報確認画面が閲覧された場合、会員は自らに故意および過失が存在しない場合を除き、一切の結果について責任を負うものとし、また両社に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならないものとし、ます。 6.会員が生体認証機能を用いることを選択した場合、生体認証が行われた結果閲覧されたカード情報を利用して行われたクレジットカード取引のカード利用代金については、すべて本会員が負担するものとし、ます。生体認証機能は利便性のある認証方法である反面、利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれも伴う認証方法ですので、会員はこの点も考慮の上、利用者の責任と判断の下、生体認証機能を利用するか否かを選択するものとし、ます。 7.両社所定の回数を超えて誤った専用パスワードの入力が繰り返された場合、両社は、本サービスの提供を一時的に停止します。

**第6条（カード情報の管理等）** 1.第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員はカード情報確認画面に表示されるカード情報を、クレジットカードに記載されている情報と同じく、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、ます。 2.カード情報は、会員本人以外には使用できないものです。会員は他人に対し、カード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。 3.会員が本条に違反した場合、会員規約に違反したものとみなして、会員規約を適用するものとし、ます。

**第7条（免責）** 本サービスに関する両社の責任については、MyJCB利用者規定第13条および第14条が適用されます。

**第8条（個人情報の取扱い）** 会員は、会員の個人情報が会員規約および原規定に基づいて両社によって収集、利用されるほか、以下の個人情報以下のとおり取扱われることについて同意するものとし、ます。（1）第4条第3項に定める本人確認手続きを行う過程で、①会員の顔写真付身分証明書の映像、および②指定端末のカメラ機能を用いて撮影された顔の映像が、当該本人確認を行う目的で、当該本人確認業務を行う両社の委託先に提供されること。（2）（1）の個人情報は本人確認が終了した後、速やかに安全な方法で消去されること。

**第9条（本特約の改定）** 両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、本特約改定の周知方法については、MyJCB利用者規定第15条が適用されます。

(TK599002・20220207)